

○川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準

平成7年6月28日

告示第437号

(趣旨)

第1条 この基準は、市契約の適正な履行を確保するため、有資格業者に対する入札参加等停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市契約 本市が発注する契約をいう。
- (2) 有資格業者 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める資格をいう。）を有すると市長が認めた者及び川口市小規模事業者登録者名簿に記載されている者をいう。
- (3) 入札参加等停止 本市の一般競争入札及び指名競争入札に参加させること並びに本市の随意契約の相手方とすることを停止することをいう。
- (4) 代表役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 有資格業者である個人
  - イ 有資格業者である法人の代表権を有する役員
  - ウ 有資格業者である個人又は法人の代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員
  - エ 有資格業者である個人又は法人の実質的な経営者としてその業務全般を統括していると思われる者
- (5) 一般役員等 有資格業者の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。
- (6) 使用人 有資格業者の従業員で代表役員等及び一般役員等以外のものをいう。
- (7) 共同企業体 複数の企業が共同で工事を受注し、及び施工するための組織をいう。

(8) 一般契約 埼玉県内の地方公共団体が発注する契約で市契約以外のものをいう。

(入札参加等停止)

第3条 市長は、有資格業者若しくは代表役員等、一般役員等若しくは使用人又は有資格業者の下請負人がした行為が別表第1措置要件の欄各号又は別表第2措置要件の欄各号（以下これらを「別表第1・第2各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、その情状に応じて当該措置要件について別表第1又は別表第2に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、入札参加等停止の措置を行うものとする。この場合において、当該入札参加等停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加等停止)

第4条 市長は、前条の規定により入札参加等停止の措置を行う場合において、当該入札参加等停止について、当該入札参加等停止に係る有資格業者（以下この項において「元請負人」という。）の下請負人（有資格業者である者に限る。）に責めを負うべき者がいることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対する入札参加等停止の措置を行う期間（以下「停止期間」という。）の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止の措置を併せ行うものとする。

2 市長は、前条の規定により共同企業体について入札参加等停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加等停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対する停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止の措置を併せ行うものとする。

3 市長は、前条又は前2項の規定による入札参加等停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に対する停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加等停止の措置を行うものとする。

(停止期間の特例)

第5条 有資格業者が1の事案により別表第1・第2各号の措置要件の2以上に該当

することとなった場合における停止期間は、当該措置要件ごとに別表第1又は別表第2に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止期間の短期は、当該措置要件について別表第1又は別表第2に規定する期間の短期の2倍の期間とする。ただし、当初の停止期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1に規定するそれぞれの措置要件に係る停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表に規定するそれぞれの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第2の贈賄の項に規定するそれぞれの措置要件に係る停止期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同項に規定するそれぞれの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 別表第2の独占禁止法違反行為の項又は競売入札妨害又は談合の項に規定するそれぞれの措置要件に係る停止期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表の独占禁止法違反行為の項又は競売入札妨害又は談合の項に規定するそれぞれの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 前2号に掲げる場合のほか、別表第2に規定するそれぞれの措置要件に係る停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表に規定するそれぞれの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(5) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱別表に規定するそれぞれの措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2に規定するそれぞれの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表第1又は別表第2に規定する期間又は前2項の規定による停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、前2項又は別表第1若しくは別表第2の規定にかかわらず、停止期間の短期を前2項又は別表第1若しくは別表第2に規定する期間の短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、第1項の規定による停止期間又は別表第1若しくは別表第2に規定する期間の長期を超える停止期間を定める必要があるときは、同項又は別表第1若しくは別表第2の規定にかかわらず、停止期間の長期を同項又は別表第1若しくは別表第2に規定する期間の長期の2倍の期間（当該長期の2倍の期間が36月を超える場合は、36月）まで延長することができる。
- 5 市長は、停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項又は別表第1若しくは別表第2に規定する期間の範囲内で停止期間を変更することができる。

（入札参加等停止の解除）

第6条 市長は、停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札参加等停止の措置を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する停止期間の特例）

第7条 市長は、第3条の規定により情状に応じて別表第1・第2各号に定めるところにより入札参加等停止の措置を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、停止期間を加重するものとする。

- (1) 談合の情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を覚知した場合であって、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2の独占禁止法違反行為の項ア又は競売入札妨害又は談合の項アに該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合であって、当該関与行為に関し、有資格業者に別表第

2の独占禁止法違反行為の項に該当する悪質な事由があるとき。

- (3) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項の罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項の罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合であって、当該職員の容疑に関し、有資格業者に別表第2の競売入札妨害又は談合の項に該当する悪質な事由があるとき。

（期間の加算）

第8条 市長は、第3条又は第4条の規定により入札参加等停止の措置を行う場合において、当該事案が別表第3加算事由の欄各号に掲げる加算事由のいずれかに該当するときは、第3条から第5条まで及び前条の規定により定めた停止期間に、当該加算事由について同表に規定する期間を加算するものとする。ただし、加算をした後の期間が36月を超える場合は、当該停止期間は、36月とする。

- 2 有資格業者が1の事案により別表第3加算事由の欄各号に掲げる加算事由の2以上に該当することとなった場合における前項の規定による加算の期間は、当該加算事由ごとに同表に規定する期間の最も長いものとする。

（入札参加等停止に係る通知）

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める通知書により、当該入札参加等停止に係る有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

- (1) 第3条又は第4条の規定により入札参加等停止の措置を行ったとき 様式第1号の通知書
- (2) 第5条第5項の規定により停止期間を変更したとき 様式第2号の通知書
- (3) 第6条の規定により入札参加等停止の措置を解除したとき 様式第3号の通知書

- 2 市長は、前項第1号の規定による通知をする場合において、当該入札参加等停止が市契約に関するもので必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、改善

措置の報告を求めるものとする。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、停止期間中の有資格業者が市契約の下請負人又は再委託の契約の相手方となることを承認してはならない。

(入札参加等停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、有資格業者が別表第4各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加等停止に係る公表)

第12条 市長は、第9条第1項各号に掲げる場合には、当該入札参加等停止に係る有資格業者の商号、名称等を公表するものとする。

(随意契約の特例)

第13条 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、入札参加等停止の措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成7年7月1日から施行する。

(川口市工事請負業者等指名停止基準の廃止)

2 川口市工事請負業者等指名停止基準（昭和63年告示第319号）は、廃止する。  
（経過措置）

3 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に指名停止の措置を行う有資格業者について適用し、同日前に指名停止の措置を行った有資格業者については、なお従前の例による。

（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）

4 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項において「編入日」という。）前に、編入前の鳩ヶ谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年9月7日鳩ヶ谷市決裁。以下「編入前の鳩ヶ谷市要綱」という。）の規定により有資格業者（編入日以後に有資格業者となる者を含む。）に対してなされた入札参加停止の措置は、この告示の規定によりなされた指名停止の措置とみなす。ただし、編入日前に当該有資格業者にこの告示の規定により指名停止の措置がなされている場合にあつては、この限りでない。

附 則（平成9年2月24日告示第82号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日告示第900号）

この告示は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成16年1月23日告示第67号）

この告示は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第342号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の川口市建設工事等請負業者指名停止基準別表第2の規定は、この告示の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に本市が契約を締結する建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び設計、調査、測量その他の業務委託（以下この項において「建設工事等」という。）について適用し、施行日前に本市が契約を締結する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 10 月 5 日告示第 743 号）

この告示は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 16 日告示第 380 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 173 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（川口市物品購入等業者指名停止基準の廃止）

- 2 川口市物品購入等業者指名停止基準（平成 19 年告示第 1323 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この告示による改正後の川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本市が契約を締結する建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、工所用材料の買入れ及び設計、監理、調査、測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）並びに物品の購入、備品の修繕、印刷製本、賃貸借及び業務委託（建設工事に係る設計、監理、調査、測量その他の業務委託を除く。）（以下「物品購入等」という。）について適用し、施行日前に本市が契約を締結する建設工事等及び物品購入等については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 6 日告示第 182 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定は、この告示の施行の日以後に行う入札参加等停止の措置について適用し、同日前行った指名停止の措置については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 5 月 30 日告示第 427 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの告示の施行前に犯した刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者又は禁錮以上の刑の宣告をされた者は、この告示による改正後の川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準別表第2の規定の適用については、それぞれ拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者又は拘禁刑以上の刑の宣告をされた者とみなす。

別表第1（第3条関係）

虚偽記載等に対する措置基準

区 分	措 置 要 件	期 間
虚 偽 記 載	<p>1 市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、一般競争入札の参加申請に関する提出書類、入札参加資格審査申請書その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、市契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
粗 雑 工 事 等	<p>1 市契約に係る建設工事等（建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び設計、監理、調査、測量その他の業務委託をいう。以下同じ。）の施工等に当たり、故意又は過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」と</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>

	<p>いう。)が軽微であると認められるときを除く。)</p>	
	<p>2 埼玉県内における建設工事等で市契約以外のものの施工等に当たり、故意又は過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上5月以内</p>
<p>契 約 違 反</p>	<p>1 前項第1号に掲げる場合のほか、市契約の履行に当たり、契約に違反し、市契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内</p>
<p>公 衆 損 害 事 故</p>	<p>1 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
	<p>2 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>

	<p>を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	
関係者事故	<p>1 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6月以内</p>
	<p>2 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上3月以内</p>

別表第2（第3条関係）

贈賄その他不正行為に対する措置基準

区 分	措 置 要 件	期 間
贈 賄	1 次に掲げる者が本市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内
	イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から4月以上24月以内
	ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から3月以上24月以内
	2 次に掲げる者が本市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から4月以上18月以内
	イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から3月以上18月以内
	ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日か

		ら2月以上18月以内
独占禁止法違反行為	1 次に掲げる契約において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条の規定に違反し、市契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
	ア 市契約	当該認定をした日から12月以上36月以内
	イ ア以外の契約	当該認定をした日から4月以上18月以内
競売入札妨害又は談合	1 次に掲げる契約において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 市契約	逮捕又は公訴を知った日から12月以上36月以内
	イ ア以外の契約	逮捕又は公訴を知った日から4月以上18月以内
建設業法違反行為	1 次に掲げる契約において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市契約の相	

	手方として不適當であると認められるとき。	
	ア 市契約	当該認定をした日から3月以上12月以内
	イ ア以外の契約	当該認定をした日から1月以上12月以内
不正又は不誠実行為	1 別表第1措置要件の欄各号及び前各項措置要件の欄各号に掲げる場合のほか、市契約に係る契約の締結及び業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内
	2 別表第1措置要件の欄各号並びに前各項措置要件の欄各号及び前号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法等の規定による罰金刑を宣告され、市契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

<p>報 告 義 務 違 反</p>	<p>1 市契約において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、市契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>
<p>度 重 な る 警 告</p>	<p>1 次の場合において、別表第4各項に掲げる措置要件のいずれかに該当したことにより、第11条の警告を当該警告を受けた日から3年を経過する日までの間に2回以上受け、市契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
	<p>ア 別表第4の2の項に掲げる措置要件に該当したことによる警告が含まれる場合</p>	<p>当該認定をした日から2月以上4月以内</p>
	<p>イ ア以外の場合</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>

別表第3（第8条関係）

措置期間の加算表

区 分	加 算 事 由	加 算 期 間
粗 雑 工 事 等	1 市契約において、次のいずれかに該当するとき。 ア 低入札価格調査を行った工事である場合 イ 故意に粗雑な工事を行った場合	1 月

<p>契 約 違 反</p>	<p>1 市契約において、次のいずれかに該当するとき。  ア 正当な理由なく契約を履行しなかった場合  イ 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で請求した場合</p>	<p>1 月</p>
<p>独 占 禁 止 法 違 反 行 為</p>	<p>1 次に掲げる契約において、違反行為者の地位が代表役員等であるとき。</p>	
<p>ア 市契約又は一般契約</p>	<p>4 月</p>	
<p>イ ア以外の契約</p>	<p>2 月</p>	
<p>2 次に掲げる契約において、違反行為者の地位が一般役員等であるとき。</p>		
<p>ア 市契約又は一般契約</p>	<p>2 月</p>	
<p>イ ア以外の契約</p>	<p>1 月</p>	
<p>3 中心的役割を担い、又は受注調整を行っていたとき。</p>	<p>2 月</p>	
<p>4 組織的又は継続的に行っていたとき。</p>	<p>2 月</p>	
<p>5 独占禁止法違反により公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p>	<p>2 月</p>	
	<p>1 次に掲げる契約におい</p>	

競 売 入 札 妨 害 又 は 談 合	て、違反行為者の地位が 代表役員等であるとき。	
	ア 市契約又は一般契約	4 月
	イ ア以外の契約	2 月
	2 次に掲げる契約において、 違反行為者の地位が 一般役員等であるとき。	
	ア 市契約又は一般契約	2 月
	イ ア以外の契約	1 月
	3 中心的役割を担い、又 は受注調整を行っていたと き。	2 月
	4 組織的又は継続的に行 っていたとき。	2 月
建 設 業 法 違 反 行 為	1 逮捕者（逮捕を経ない で公訴を提起された者を 含む。）の地位が次のい ずれかであるとき。	
	ア 代表役員等	2 月
	イ 一般役員等	1 月
	2 営業停止処分が行われ たとき。	1 月
不 正 又 は 不 誠 実 行 為	1 違反行為者の地位が次 のいずれかであるとき。	
	ア 代表役員等	2 月
	イ 一般役員等	1 月

	<p>2 市契約に関し、監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>2 月</p>
--	---	------------

別表第4（第11条関係）

措 置 要 件
<p>1 別表第1措置要件の欄各号及び別表第2措置要件の欄各号（度重なる警告の項各号を除く。）に掲げる措置要件に該当するとまではいえず、入札参加等停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。</p>
<p>2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して指名、元請業者に対する指導又はあっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったとき。</p>
<p>3 市契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>

第 号  
年 月 日

様

川 口 市 長

## 入札参加等停止通知書

川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づき、下記の期間  
入札参加等停止の措置を行うこととしたので通知します。（なお、本件に関する  
今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

1 入札参加等停止の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 入札参加等停止の理由

第 号  
年 月 日

様

川 口 市 長

## 入札参加等停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加等停止の措置を  
行う期間を下記のとおり変更したので通知します。

### 記

1 従前の入札参加等停止期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 変更後の入札参加等停止期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 変更の理由

第 号  
年 月 日

様

川 口 市 長

### 入札参加等停止措置解除通知書

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加等停止の措置を  
解除したので通知します。